

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第三十一条 自動車は、運行中ばい煙、悪臭のあるガス又は有害なガスを多量に発散しないものでなければならない。

- 2 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を多量に発散しないものとして、燃料の種別等に応じ、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして、構造、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 4 内燃機関を原動機とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車には、炭化水素等の発散を防止することができるものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。
- 5 普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）であつて、ガソリンを燃料とするものは、炭化水素の発散を有効に防止することができるものとして、当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 6 自動車の客室内の冷房を行うための装置の導管及び安全装置は、乗車人員に傷害を与えるおそれの少ないものとして、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 7 自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 8 法七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受ける一酸化炭素等発散防止装置は、当該装置を備える自動車を第二項から第四項までの基準に適合させるものでなければならない。

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

- 第41条** 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し保安基準第31条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、第一号から第四号までの基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、第一号、第二号、第五号、第六号、第九号及び第十号の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この条において同じ。）を含む。）には適用せず、第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号、第十二号、第二十号及び第二十一号の基準は、二輪自動車には適用せず、第九号から第十二号までの基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。
- 一 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）のうち、車両総重量3.5tを超えるものは、型式指定自動車にあつては法第75条第4項の検査、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車にあつては施行規則第63条の検査（以下「完成検査等」という。）の際、別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については16.0、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については0.7、粒子状物質については0.010を超えないものであること。
 - 二 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、車両総重量3.5tを超えるものは、新規検査又は予備検査（以下「新規検査等」という。）の際、別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については21.3、非メタン炭化水素については0.31、窒素酸化物については0.9、粒子状物質については0.013を超えないものであること。
 - 三 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）のうち第一号の規定の適用を受けるもの以外のものは、完成検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2010.10.28（第1節）】
第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.15	0.05	0.05	0.005
ロ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	1.15	0.05	0.05	0.005
ハ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	2.55	0.05	0.07	0.007
ニ 軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	4.02	0.05	0.05	0.005

四 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち第二号の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.08	0.007
ロ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.08	0.007
ハ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.10	0.009
ニ 軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.08	0.007

五 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）のうち、車両総重量3.5tを超えるものは、完成検査等の際、別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については2.22、非メタン炭化水素については0.17、窒素酸化物については0.7、粒子状物質については0.010を超えないものであること。

六 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、車両総重量3.5tを超えるものは、新規検査等の際、別添41「重量車排出ガスの測定方法」

に規定する JE05 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同 JE05 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 2.95、非メタン炭化水素については 0.23、窒素酸化物については 0.9、粒子状物質については 0.013 を超えないものであること。

七 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）のうち、第五号の規定の適用を受けるもの以外のものは、完成検査等の際、別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する JC08H モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.75 を乗じた値に、同別添に規定する JC08C モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.25 を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車	0.63	0.024	0.08	0.005
ロ 車両総重量が1.7 t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	0.63	0.024	0.08	0.005
ハ 車両総重量が3.5 t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イ及びロに掲げるもの以外のもの	0.63	0.024	0.15	0.007

八 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、第六号の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査等の際、別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する JC08H モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.75 を乗じた値に、同別添に規定する JC08C モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.25 を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車	0.84	0.032	0.11	0.007

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2010.10.28（第1節）】
第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

ロ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.11	0.007
ハ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.20	0.009

九 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）のうち、車両総重量 3.5 t を超えるものは、完成検査等の際、別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JE05 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同 JE05 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については 16.0、非メタン炭化水素については 0.23、窒素酸化物については 0.7、粒子状物質については 0.010 を超えないものであること。

十 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、車両総重量 3.5 t を超えるものは、新規検査等の際、別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JE05 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同 JE05 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 21.3、非メタン炭化水素については 0.31、窒素酸化物については 0.9、粒子状物質については 0.013 を超えないものであること。

十一 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）のうち、第九号の規定の適用を受けるもの以外のものは、完成検査等の際、別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する JC08H モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.75 を乗じた値に、同別添に規定する JC08C モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.25 を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.15	0.05	0.08	0.005

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2010.10.28（第1節）】
 第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

ロ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	1.15	0.05	0.08	0.005
ハ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	2.55	0.05	0.15	0.007
ニ 軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	4.02	0.05	0.08	0.005

十二 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、第十号の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.11	0.007
ロ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.11	0.007
ハ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.20	0.009
ニ 軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.11	0.007

十三 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車（以下「型式認定自動車」という。）に限る。）であつて定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものは、大型特殊自動車にあつては完成検査等の際、小型特殊自動車にあつては施行規則第62条の3第5項の検査（以下「型式認定検査」という。）の際、別添103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード排出ガスの測定方法」に規定するガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をgで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除し

て得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は型式認定検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については20.0、炭化水素については0.60、窒素酸化物については0.60を超えないものであること。

十四 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものは、新規検査等の際、別添103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード排出ガスの測定方法」に規定するガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をgで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については26.6、炭化水素については0.80、窒素酸化物については0.80を超えないものであること。

十五 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものは、大型特殊自動車にあつては完成検査等の際、小型特殊自動車にあつては型式認定検査の際、別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は型式認定検査を終了したすべてのものにおける平均値及び同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は型式認定検査を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	5.0	0.7	4.0	0.03
ロ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	5.0	0.7	4.0	0.025
ハ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	5.0	0.19	3.3	0.02

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2010.10.28（第1節）】
第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

車				
ニ 定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	5.0	0.19	3.3	0.02
ホ 定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	3.5	0.19	2.0	0.02

十六 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものは、新規検査等の際、別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値及び同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事を kWh で表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事を kWh で表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、それぞれ次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.04
ロ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.033
ハ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.25	4.4	0.03
ニ 定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.25	4.4	0.03
ホ 定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	4.6	0.25	2.7	0.03

十七 ガソリンを燃料とする二輪自動車であって小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び軽自動車（型式認定自動車に限る。）は、小型自動車であるものにあつては完成検査等の際、軽自動車であるものにあつては型式認定検査の際、別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するWMTcモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2010.10.28（第1節）】
第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

成検査等又は型式認定検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については2.62、炭化水素については0.27、窒素酸化物については0.21を超えないものであること。

十八 ガソリンを燃料とする二輪自動車であって小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、新規検査等の際、別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するWMT Cモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、一酸化炭素については3.48、炭化水素については0.36、窒素酸化物については0.28を超えないものであること。

十九 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、次表イ、ハ及びホに掲げる自動車のうち、第三号又は第四号の規定の適用を受けるものにあつては別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に、第一号又は第二号の適用を受けるものにあつては別添41「重量車排出ガスの測定方法」に、次表ロに掲げる自動車にあつては別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に、次表ニに掲げる自動車にあつては、別添103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード排出ガスの測定方法」にそれぞれ規定する運転条件により原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
イ 2サイクルの原動機を有する自動車（二輪自動車を除く。）	4.5%	100万分の7,800
ロ 二輪自動車	3.0%	100万分の1,000
ハ 4サイクルの原動機を有する軽自動車（二輪自動車を除く。）	2%	100万分の500
ニ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	1%	100万分の500
ホ イからニまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300

二十 軽油を燃料とする自動車のうち、第十五号及び第十六号の自動車にあつては、完成検査等又は新規検査等（小型特殊自動車にあつては型式認定検査）の際、別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25%を超えないものであること。

二十一 軽油を燃料とする自動車のうち、第五号から第八号までの自動車は、別添109「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定する排出ガスの光吸収係数（以下この号、第119条第1項第十二号及び第197条第1項第二号において単に「光吸収係数」という。）が、第十五号及び第十六号の自動車は、別添46「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定する黒煙による汚染度（以下この号、第119条第1項第十二号及び第197条第1項第二号において単に「黒煙による汚染度」という。）が、それぞれ次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	規制値
イ 第五号から第八号までの自動車	光吸収係数0.50m ⁻¹
ロ 大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度25%

- 2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、第二号から第四号までの規定は、二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車には適用しない。
- 一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置等（各装置の配管及び配線を含む。以下「触媒等」という。）の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。
 - 二 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りではない。
 - 三 当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度（以下「異常温度」という。）以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、別添47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りではない。
 - 四 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。
- 3 内燃機関を原動機とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とするものに備えるブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置という。以下同じ。）が炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し保安基準第31条第4項の告示で定める基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならないものとする。
- 4 普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）であってガソリンを燃料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第31条第5項の告示で定める基準は、別添49「燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量を g で表した値（炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が $2.0g$ を超えないものでなければならないものとする。なお、燃料蒸発ガスの排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。
- 5 自動車の客室内の冷房を行うための装置の導管及び安全装置（以下「冷房装置等」という。）が乗車人員に傷害を与えるおそれの少ないものとして冷房装置等の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 導管（損傷を受けないようにおおいで保護されている部分を除く。）は、客室内に配管されていないこと。
 - 二 安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取り付けられたものであること。
- 6 自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第7項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。なお、排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向き又は右向きに 30° を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすお

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2010.10.28（第1節）】
第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

それがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。

- 二 排気管は、発散する排気ガス等により法第11条第1項の自動車登録番号標又は法第73条第1項（法第97条の3第2項において準用する場合を含む。）の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。
- 三 排気管は、車室内に配管されていないこと。なお、排気管の取付けが確実でないもの又は損傷しているものはこの基準に適合しないものとする。
- 四 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第119条 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し保安基準第31条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、第一号及び第二号の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の前動機を有する自動車以外のものには適用せず、第一号、第三号及び第五号の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この条において同じ。）を含む。）には適用せず、第一号から第六号まで、第十一号及び第十二号の基準は、二輪自動車に適用せず、第五号及び第六号の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。

- 一 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量3.5tを超えるものは、新規検査等の際、別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については21.3、非メタン炭化水素については0.31、窒素酸化物については0.9、粒子状物質については0.013を超えないものであること。
- 二 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち第一号の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.08	0.007
ロ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.08	0.007
ハ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イ及びロに掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.10	0.009
ニ 軽自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.08	0.007

- 三 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量3.5tを超えるものは、新規検査等の際、別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素につ

いては2.95、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については0.9、粒子状物質については0.013を超えないものであること。

四 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち第三号の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車	0.84	0.032	0.11	0.007
ロ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イに掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.11	0.007
ハ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イ及びロに掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.20	0.009

五 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量3.5tを超えるものは、新規検査等の際、別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については21.3、非メタン炭化水素については0.31、窒素酸化物については0.9、粒子状物質については0.013を超えないものであること。

六 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち第五号の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質

イ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.11	0.007
ロ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.11	0.007
ハ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.20	0.009
ニ 軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.11	0.007

七 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものは、新規検査等の際、別添103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード排出ガスの測定方法」に規定するガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をgで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については26.6、炭化水素については0.80、窒素酸化物については0.80を超えないものであること。

八 軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものは、新規検査等の際、別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値及び同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、それぞれ次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.04

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2011.4.1】（第2節）
第119条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

ロ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.033
ハ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.25	4.4	0.03
ニ 定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.25	4.4	0.03
ホ 定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	4.6	0.25	2.7	0.03

九 ガソリンを燃料とする二輪自動車であって小型自動車は、新規検査等の際、別添 44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するWMT Cモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、一酸化炭素については3.48、炭化水素については0.36、窒素酸化物については0.28を超えないものであること。

十 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定したものとする。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。以下この号において同じ。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
イ 2サイクルの原動機を有する自動車（二輪自動車を除く。）	4.5%	100万分の7,800
ロ 二輪自動車	3.0%	100万分の1,000
ハ 4サイクルの原動機を有する軽自動車（二輪自動車を除く。）	2%	100万分の500
ニ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	1%	100万分の500
ホ イからニまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300

十一 軽油を燃料とする自動車のうち、第八号の自動車にあつては新規検査等の際、別添 43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が25%を超えないものであること。

十二 軽油を燃料とする自動車のうち、第三号又は第四号の自動車は光吸収係数が、定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車は黒煙による汚染度が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	規制値
イ 第三号又は第四号の自動車	光吸収係数0.50m ⁻¹
ロ 大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度25%

2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該

装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、第2号から第4号までの規定は、二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車には適用しない。

一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される前項の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ハに掲げるもの）は、この基準に適合しないものとする。

イ 触媒等が取り外されているもの

ロ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの

ハ 触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの

二 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、別添47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りではない。なお、次のイ及びロに掲げるものはこの基準に適合するものとする。

イ 指定自動車等又は公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面によりこの基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の(1)及び(2)に適合するもの

(1) 排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること。

(2) 触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること。

ロ 取付けが確実であり、損傷がないもの

三 当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度（以下「異常温度」という。）以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、別添47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りではない。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。

イ 指定自動車等に備えられている熱害警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものであって、損傷がないもの

ロ 公的試験機関が証明する書面により、この基準に適合していることが明らかであるもの

四 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

イ 電源投入時に警報を発しないもの

ロ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの

ハ 発する警報を運転席において容易に判断できないもの

3 内燃機関を原動機とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とするものに備えるブローバイ・ガス還元装置が炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し保安基準第31条第4項の告示で定める基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならないものとする。

4 普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）であってガソリンを燃料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第31条第5項の告示で定める基準は、別添49「燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転

条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量をgで表した値（炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が2.0gを超えないものでなければならないものとする。なお、燃料蒸発ガスの排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

5 冷房装置等が乗車人員に傷害を与えるおそれの少ないものとして、冷房装置等の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 導管（損傷を受けないようにおおいで保護されている部分を除く。）は、客室内に配管されていないこと。
- 二 安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取り付けられたものであること。

6 自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等の傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第7項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。なお、排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向き又は右向きに 30° を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。
- 二 排気管は、発散する排気ガス等により法第11条第1項の自動車登録番号標又は法第73条第1項（法第97条の3第2項において準用する場合を含む。）の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。
- 三 排気管は、車室内に配管されていないこと。なお、排気管の取付けが確実でないもの又は損傷しているものはこの基準に適合しないものとする。

けん けん

四 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第197条 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し保安基準第31条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定したものとする。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。以下この号において同じ。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
イ 2サイクルの原動機を有する自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この条において同じ）を除く。）	4.5%	100万分の7,800
ロ 二輪自動車	3.0%	100万分の1,000
ハ 4サイクルの原動機を有する軽自動車（二輪自動車を除く。）	2%	100万分の500
ニ 定格出力が19 kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	1%	100万分の500
ホ イからニまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300

二 軽油を燃料とする自動車のうち、普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）は光吸収係数が、定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車は黒煙による汚染度が、それぞれ次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる値を超えないものであること。ただし、同表ロからホまでに掲げる自動車について黒煙による汚染度の測定の前に、排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が、それぞれ同表の右欄に掲げる値を超えないときは、それぞれ同表の中欄に掲げる値を超えないものとみなす。

自動車の種別	規制値	スクリーニング値
イ 普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）	光吸収係数0.50m ⁻¹	
ロ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度40%	光吸収係数1.62 m ⁻¹
ハ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度35%	光吸収係数1.27 m ⁻¹
ニ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度30%	光吸収係数1.01 m ⁻¹
ホ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度25%	光吸収係数0.80 m ⁻¹

- 2 第41条第1項又は第119条第1項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、第二号から第四号までの規定は、二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車には適用しない。
- 一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される第41条第1項又は第119条第1項の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ハ及びニに掲げるもの）はこの基準に適合しないものとする。
- イ 触媒等が取り外されているもの
- ロ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの
- ハ 触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの
- ニ 還元剤等の補給を必要とする触媒等に所要の補給がなされていないもの
- 二 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りではない。なお、次のイ及びロに掲げるものはこの基準に適合するものとする。
- イ 指定自動車等又は公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により第41条第2項第二号又は第119条第2項第二号の基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の(1)及び(2)に適合するもの
- (1) 排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること。
- (2) 触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること。
- ロ 取付けが確実であり、損傷がないもの
- 三 当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度（以下「異常温度」という。）以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報する警報装置を備えたものであること。ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りではない。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。
- イ 指定自動車等に備えられている熱害警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものであって、損傷がないもの
- ロ 公的試験機関が証明する書面により、第41条第2項第三号又は第119条第2項第三号の基準に適合していることが明らかであるもの
- 四 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。
- イ 電源投入時に警報を発しないもの
- ロ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの
- ハ 発する警報を運転席において容易に判断できないもの
- 3 内燃機関を原動機とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車であってガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とするものに備えるブローバイ・ガス還元装置が炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し保安基準第31条第4項の告示で定める基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならぬものとする。
- 4 普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）であってガソリンを燃

料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第31条第5項の告示で定める基準は、当該自動車が完成検査等又は新規検査等を受けた際に取り付けられていた燃料蒸発ガスの排出を抑制する装置と同等以上の性能を有する装置が取り付けられていなければならないものとする。なお、燃料蒸発ガスの排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

5 冷房装置等が乗車人員に傷害を与えるおそれの少ないものとして、冷房装置等の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 導管（損傷を受けないようにおおいで保護されている部分を除く。）は、客室内に配管されていないこと。
- 二 安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取り付けられたものであること。

6 自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等の傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第7項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。なお、排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向き又は右向きに 30° を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。
- 二 排気管は、発散する排気ガス等により法第11条第1項の自動車登録番号標又は法第73条第1項（法第97条の3第2項において準用する場合を含む。）の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。
- 三 排気管は、車室内に配管されていないこと。

けん けん

四 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。なお、排気管の取付けが確実でないもの又は損傷しているものはこの基準に適合しないものとする。